

第 3 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和8年6月18日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和8年6月18日(木曜日)

午前9時58分開議

午前11時0分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和8年度熊本県一般会計補正予算(第1号)

議案第11号 熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第18号 専決処分の報告について

報告第22号 家庭教育支援の推進に関する施策の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

出席委員(7人)

委員長 西山 宗孝
副委員長 杉 篤ミカ
委員 溝口 幸治
委員 淵上 陽一
委員 橋口 海平
委員 岩田 智子
委員 本田 雄三

欠席委員(1人)

委員 西村 尚武

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 越 猪 浩 樹
教育理事 井 藤 和 哉
教育総務局長 藤 由 誠
県立学校教育局長 横 川 修
市町村教育局長 藤 岡 寛 成

教育政策課長 永 田 健 吾

学校人事課長 高 岡 成 佳

文化課長 北 島 悠 子

施設課長 河 野 秀 明

高校教育課長 草 原 俊 明

特別支援教育課長 西 坂 紀 彦

学校安全・安心推進課長 高 橋 志 織

体育保健課長 濱 本 昌 宏

義務教育課長 松 永 尚 子

社会教育課長 三 浦 幸 輔

人権同和教育課長 益 崎 恭 行

警察本部

本部長 佐 藤 昭 一

警務部長 渡 邊 一 郎

生活安全部長 高 波 進 治

刑事部長 松 見 恵一郎

交通部長 堀 田 博 士

警備部長 東 勘太郎

首席監察官 洪 谷 明 紀

参事官兼総務課長 水 島 護

参事官兼警務課長 江 上 英 樹

理事官兼会計課長 橋 本 康

参事官兼生活安全企画課長 古 城 大 一

参事官兼刑事企画課長 東 田 智 裕

参事官兼組織犯罪対策課長 石 躍 孝 三

参事官兼交通企画課長 井 上 賢 二

参事官

(運転免許センター長) 松 本 建 治

理事官兼交通規制課長 岸 森 法 夫

参事官兼警備第一課長 川 上 史 泰

参事官

兼大規模警備対策室室長 村 田 英 史

事務局職員出席者

議事課主事 井 島 美 幸

政務調査課課長補佐 那 須 豊

午前9時58分開議

○西山宗孝委員長 ただいまから第3回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

また、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、県警本部から総括説明を行い、続いて、担当課長等から順次説明をお願いいたします。

初めに、佐藤県警本部長。

○佐藤県警本部長 おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援を賜っておりますことに対し、この場をお借りいたしまして心から御礼を申し上げます。

それでは、今回県警察から提案しております3件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まず、議案関係についてです。

議案第1号、令和8年度熊本県一般会計補正予算(第1号)については、所得税制度の改正等に伴う熊本県警察職員情報総合管理システムの改修費用及び八代警察署職員駐車場の通路部分に係る土地購入に要する経費として、1,346万円余の増額補正をお願いしております。

次に、報告第1号、令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、令和7年度予算に計上した歳出予算のうち、令和8年度に繰り越した繰越明許費2事業、2億4,650万円余について報告するものでございます。

また、報告第18号、専決処分の報告につい

ては、専決処分させていただきました7件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定に関する報告でございます。

このほか、その他の報告事項として、総務常任委員会で御審議いただいております熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてに関し、御報告いたします。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○西山宗孝委員長 続いて、担当課長等から順次説明をお願いいたします。

○橋本会計課長 会計課でございます。

予算関係議案について、お手元の警察本部の説明資料に基づき説明いたします。

資料の1ページをお願いします。

議案第1号、令和8年度熊本県一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

初めに、この表の1行目、警察本部費の4列目の補正額にあるとおり、726万4,000円の増額をお願いしております。

これは、令和8年度税制改正で、所得税の基礎控除額が引き上げられたことなどに伴って、職員の年末調整事務を処理する熊本県警察職員情報総合管理システムを改修するための費用です。

次に、2行目の警察施設費の補正額620万3,000円ですが、これは土地の購入費用になります。

八代警察署職員駐車場は、直接公道に接していない、いわゆる袋地ですが、公道側の土地所有者の変更に伴い、公道から職員駐車場に通じている接道部分を、関係する3者の使用割合に応じて購入するものです。

なお、補正後の警察費総額は、3行目にあるとおり、463億1,088万7,000円となりま

す。

続いて、資料の2ページをお願いします。

報告第1号、令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

まず、この表の左から4列目、事業名1行目の警察施設維持管理費の翌年度繰越額1億6,641万5,000円余は、県庁舎ファン等改修工事等において、施工内容の換気の停止時期等に関し、関係機関との調整に日数を要したことから、7年度内の完了が困難となったものです。

また、2行目の警察施設整備費(単独事業)の翌年度繰越額8,008万7,000円余は、山都警察署空調設備改修工事等において、資材の入手が困難であったり、入札不調により施工計画の見直しが必要となったため、年度内に工事を完了できなかったものです。

以上のとおり、合計2億4,650万2,000円余を令和8年度に繰り越して実施することとしております。

予算関係議案は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渋谷首席監察官 監察課でございます。

報告第18号の専決処分について御報告いたします。

説明資料の6ページを御覧ください。

警察職員が運転する公用車による7件の交通事故につきましては、事故の相手方と熊本県の間で損害賠償の額が決定し、和解が成立いたしました。

番号1から番号6までの事故の概要につきましては、上から順に、直進中に右方から左折進行してきた自転車と衝突、違反車両を追跡しようと急発進したところ、対向から走行してきた車両に衝突、駐車場で後退する際、駐車中の車両に衝突、交差点を右折する際、前方の車両に衝突、路面凍結に気づかず、停車中の車両に衝突、駐車場で後退する際、駐

車中の車両に衝突でございます。

6件いずれも県側の過失が大きい交通事故であり、加入している任意保険を使用して資料記載の賠償額を支払っております。

また、番号7の交通事故につきましては、駐車場にて駐車中に、別の駐車枠から後退してきた車両から衝突されたものであり、相手方の過失割合が大きく、過失相殺後は県側の賠償はありません。

今回報告した7件の交通事故につきましては、過失の大小はあるものの、いずれも職員の不注意による交通事故であるため、職員への指導をさらに徹底し、公用車の交通事故防止に努めてまいります。

以上でございます。

○西山宗孝委員長 次に、教育委員会から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

越猪教育長。

○越猪教育長 委員の皆様方には、日頃から教育行政全般にわたりまして深い御理解と御指導をいただいております。厚く御礼申し上げます。

それでは、本議会に提案しております教育委員会関係の議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、予算関係1議案、条例等議案1議案、報告関係2件でございます。

まず、6月補正予算として、総額72億2,581万円余の増額補正をお願いしております。

主な内容としましては、高校教育改革先導校の整備並びに県内不登校児童生徒に対する支援の実施に要する経費等でございます。

また、継続して実施中の高校の長寿命化改修工事に係る債務負担行為についてもお願いしております。

次に、条例の提案が1つ、その他報告関係として、令和7年度一般会計に係る繰越明許費及びくまもと家庭教育支援条例に基づく令和7年度の家庭教育支援の推進に関する施策について御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○西山宗孝委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○永田教育政策課長 教育政策課です。

お手元資料の2ページ上段をお願いいたします。

まず、6月補正予算です。

事務局費の右側説明欄の1、事務局運営費等の(1)熊本県教育情報化推進事業ですが、これは、文部科学省が実施する生成AIパイロット校事業に黒石原支援学校の取組が採択されたことに伴い、実証研究に要する事務費を計上するものでございます。

教育政策課の説明は以上です。

○高岡学校人事課長 学校人事課です。

2ページの下段をお願いいたします。

教職員人事費の右側説明欄の1、国庫支出金返納金の(1)国庫支出金返納金ですが、これは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業費の確定に伴い、国庫支出金の返納に要する経費を計上するものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○草原高校教育課長 高校教育課です。

3ページ上段をお願いいたします。

1段目の高等学校総務費の右側説明欄の

1、学校運営費の(1)産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業(ソフト)ですが、これは、高校教育改革先導校、菊池農業高校ほか3校の教育環境整備及び体制整備等に要する経費を計上するものです。

次の2、高等学校等教育改革促進基金積立金の(1)熊本県高等学校等教育改革促進基金積立金ですが、これは、高等学校等教育改革促進基金の元金及び運用利息の積立てに要する経費を計上するものです。

次、2段目の学校建設費の右側説明欄の1、県立高等学校施設整備費の(1)産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業(ハード)ですが、これは、高校教育改革先導校、菊池農業高校ほか3校の施設整備等に要する経費を計上するものです。

高校教育課の説明は以上です。

○高橋学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課です。

3ページ下段をお願いいたします。

教育指導費の右側説明欄の1、児童生徒の健全育成費の(1)くまもとオンライン教育支援センター事業ですが、これは、3Dメタバースを活用し、欠席時の主な居場所が家庭となっている県内不登校児童生徒に対する支援の実施に要する経費を計上するものです。

学校安全・安心推進課の説明は以上です。

○河野施設課長 施設課です。

4ページをお願いします。

債務負担行為補正の追加でございます。

済々黌高校整備事業ですが、これは、管理棟ほか校舎の改修工事の工期を12か月程度確保する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

施設課の説明は以上です。

○永田教育政策課長 教育政策課です。

5ページの上段をお願いいたします。

令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告です。

教育費の教育総務費の熊本県教育情報化推進事業費ですが、これは、令和8年1月補正で計上した国の経済対策に伴う事業であります。年度内の執行が困難であったため、繰り越したものです。

教育政策課の説明は以上です。

○高岡学校人事課長 学校人事課です。

同じ5ページの下段をお願いいたします。

教育費の高等学校費の県立学校原油価格・物価高騰対策事業費ですが、これは、令和8年1月補正で計上した国の経済対策に伴う事業であり、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○北島文化課長 文化課でございます。

6ページをお願いいたします。

1段目の教育費、社会教育費の文化財保存整備事業費でございますが、これは、鹿目の滝等について、工程の変更や資材の調達等に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

2段目の教育費、社会教育費の美術館本館施設改修事業費でございますが、これは、美術館本館について、工期工程の調整等に時間を要し、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものです。

3段目の災害復旧費、教育災害復旧費の文化財災害復旧費でございますが、これは、令和7年8月豪雨により被害を受けた熊本城跡等について、国の補正予算に係る事業であり、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

文化課の説明は以上です。

○河野施設課長 施設課です。

7ページをお願いいたします。

1段目の教育費の高等学校費の高等学校校舎新築・増改築事業費ですが、これは、熊本工業高校第四期実習棟改築工事について、入札不調により工期が確保できず、工事の年度内の執行が困難となったため、繰り越したものです。

次に、2段目の高等学校費の高等学校施設整備事業費、3段目の特別支援学校費の特別支援学校施設整備事業費及び4段目の特別支援教育環境整備事業費ですが、これは、第一高校長寿命化改修第四期工事等について、学校運営に配慮した工期工程の調整等に時間を要し、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものです。

次に、5段目の災害復旧費の教育災害復旧費の県立学校施設災害復旧費ですが、これは、小川工業高校体育館等災害復旧工事ほか1件について、設計や工事に係る工期が確保できず、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものです。

施設課の説明は以上です。

○草原高校教育課長 高校教育課です。

8ページ上段をお願いいたします。

1段目の教育費の教育総務費の特出した高校魅力化推進事業費ですが、これは、高森高校マンガ学科情報発信委託において、事業内容の一部見直しにより、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものです。

2段目の教育費の教育総務費、高等学校DX推進事業費ですが、これは、令和8年2月補正で計上した国の経済対策に伴う事業であり、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものです。

3段目の教育費の高等学校費の農業教育高度化事業費ですが、これは、令和8年2月補正で計上した国の経済対策に伴う事業であり、年度内の執行が困難であったため、繰り

越したものです。

高校教育課の説明は以上です。

○西坂特別支援教育課長 特別支援教育課です。

8ページ下段をお願いいたします。

教育費の教育総務費の県立特別支援学校寄宿舎費支援事業費ですが、これは、令和8年1月補正で計上した国の経済対策に伴う事業であり、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものです。

特別支援教育課の説明は以上です。

○濱本体育保健課長 体育保健課でございます。

9ページをお願いします。

1段目の教育費の教育総務費の中学校文化部活動地域展開推進事業費及び2段目の教育費の保健体育費の中学校運動部活動地域展開推進事業費ですが、これは、令和8年2月補正で計上した国の経済対策に伴う事業であり、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

3段目の教育費の保健体育費の県営体育施設管理運営費ですが、これは、熊本武道館更衣室空調設備工事について、工期工程の調整等に時間を要し、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

4段目の教育費の保健体育費の県営体育施設整備事業費ですが、これは、藤崎台県営野球場昇降機改修工事等について、工期工程の調整等に時間を要し、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○松永義務教育課長 義務教育課です。

10ページ上段をお願いします。

教育費の教育総務費のくまもと新時代を担うグローバル人材育成推進事業費ですが、これは、令和8年2月補正で計上した国の経済

対策に伴う事業であり、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものです。

義務教育課の説明は以上です。

○三浦社会教育課長 社会教育課です。

10ページ下段をお願いします。

1段目の教育費の社会教育費の青少年教育施設管理運営費ですが、これは、豊野少年自然の家の設備工事について、資材の調達等に日数を要し、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものです。

2段目の災害復旧費の教育災害復旧費の青少年教育施設災害復旧費ですが、これは、天草青年の家について、工期工程の調整等に時間を要し、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものです。

社会教育課の説明は以上です。

○高岡学校人事課長 学校人事課です。

資料の11ページをお願いいたします。

第11号議案として、熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

1枚おめくりいただきまして、12ページの概要に沿って御説明させていただきます。

これは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正等に伴い、収入要件が撤廃されたことにより、関係規定を整理するものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○三浦社会教育課長 社会教育課です。

13ページをお願いします。

報告第22号、家庭教育支援の推進に関する施策の報告についてでございます。

これは、くまもと家庭教育支援条例第11条の規定により、家庭教育を支援するための施策を取りまとめ、御報告するものです。

36ページから47ページに、本年度の関係各課の取組及び予算額を一覧にしております。

それでは、20ページをお願いします。

くまもと家庭教育支援条例に基づく令和8年度の家庭教育支援に関する施策の報告について、令和7年度の主な取組や成果と併せて説明します。

議案番号の記載がある四角囲みの下を御覧ください。

条例が施行されました平成25年度に、くまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議を設置し、現在6部局で連携して取り組んでおります。

まず、令和7年度の主な取組と成果ですが、昨年度は、6部局20課で87の施策に取り組みました。

内訳ですが、(1)の親としての学びを支援する学習機会の提供は、保護者が、家庭教育や子育てについて、保護者として成長するために必要なことを学ぶ機会の提供に取り組みました。

(2)の親になるための学びの推進は、子供たちが、家庭教育の役割や子育ての意義、そのほか将来大人になったときに必要な学びの機会の提供に取り組みました。

(3)の人材養成は、家庭教育を支援する人材の研修会などに取り組みました。

21ページを御覧ください。

(4)の家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進は、家庭教育の関係者が連携し、協力した活動の支援に取り組みました。

(5)の相談体制の整備及び充実は、家庭教育に関する電話相談や面接による相談活動などに取り組みました。

(6)の広報及び啓発は、家庭教育に関する県民の理解を深める広報などに取り組みました。

下段の四角囲み部分ですが、令和7年度の成果について、2点申し上げます。

1点目は、多様な学習機会の設定とつながりの希薄化への対応です。

くまもと「親の学び」プログラムを活用し

た親の学び講座を、県内全域で実施しております。講座の実施以外にも、7つのコンテンツから成るオンデマンド講座資料を作成し、配信を行うなど、様々な学習機会の設定を推進しました。

2点目は、家庭教育を支援する人材育成と社会的機運の醸成です。

くまもと「親の学び」講座トレーナー研修をはじめとする家庭教育を支援する人材等への研修を行ったり、就学前教育・保育を行う施設が加盟する団体との連携協定を基盤に、積極的な啓発を行ったりしたことで、就学前施設での親の学び講座実施率が向上するなど、家庭教育支援の社会的機運の醸成に寄与することができました。

次に、22ページですが、令和8年度の主な施策について説明します。

本年度は、6部局20課で85の施策に取り組んでまいります。

主な内容につきましては、条例に規定する施策ごとに掲載しておりますが、概要として、23ページの四角枠内を御覧ください。

令和8年度の取組として、4点申し上げます。

1点目は、保護者が家庭教育や子育てについて学ぶ機会のさらなる提供です。

就学前教育・保育に係る施設が加盟する団体との連携協定の締結を基盤に、親の学び講座等の保護者が学ぶ機会の設定など、これまで以上に推進していきます。

また、多くの保護者に支援が届くよう、乳幼児健診時での親の学び講座の実施やオンデマンド映像資料の配信により、多様な学ぶ機会を提供し、保護者同士のつながりの再構築に努めてまいります。

2点目は、大人になるための学びの推進と家庭、学校、地域住民の連携による家庭教育支援の実施についてです。

中高生の自立を促し、将来大人になることについて学ぶ親の学び講座(次世代編)や中高

生における保育体験の受入れ、高校生の留学促進など、様々な学びの充実を図ります。

また、家庭、学校、地域住民の連携により家庭教育支援体制づくりを促したり、地域学校協働活動の取組をさらに推進してまいります。

3点目は、家庭教育を支援する人材育成と社会的機運の醸成です。

幼稚園教員や保育士、親の学びトレーナーなどの資質向上を図り、地域での家庭教育支援の一層の活性化に努めてまいります。

また、くまもと家庭教育支援チームの登録促進やこども本の森熊本の活用、連携協定に即した就学前施設への情報提供、民間企業への積極的な啓発など、家庭教育を支援する社会的機運をさらに醸成してまいります。

さらには、家庭教育支援功労者及び優良団体表彰として、家庭教育支援の推進及び充実を図ります。

4点目は、条例関係課の連携です。

昨年度に引き続き、くまなびの日の利用促進など、家庭教育支援に関する取組の周知啓発を行い、関係各課の連携をさらに強化してまいります。

社会教育課の報告は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

まず先に、県警本部に係る質疑を受け、その後教育委員会に係る質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

あわせて、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いします。

それでは、警察本部に係る質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 ありませんか。——なければ、以上で警察本部に係る質疑を終了します。

引き続き、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○岩田智子委員 説明ありがとうございます。

家庭教育支援条例のところで、23ページ、今説明があった、くまなびの日についてちょっとお伺いをしたいと思います。

市町村でいろいろやられていると思うんですけども、各地の議員さんたちに聞いて、どういう感じですかというのでちょっと調べた結果、ある自治体は、学校側が体験的な学習点のどういうのを捉えるのかというのがちょっと難しいので、ちょっとまだそれはとかいう——取れなかったりですね、どんどん人吉市なんかはとてもよく使われているというふうに、何か各地でちょっといろいろ差があるというふうに聞いております。

その辺の把握とか、これからどうしていかれるのかというところをお伺いしたいと思います。

○藤岡市町村教育局長 くまなびの日について、御質問ありがとうございます。

昨年度から正式に導入をいたしまして、今少しずつ浸透を図っているところでありますが、これを活用している子供たちの数も少しずつ増えているというのが現状です。

一方で、今委員の御指摘がありましたように、市町村によってまだしっかりとこれが周知が図れてないといったところも現実問題としてあるというふうに認識しております。

このことにつきましては、様々な機会を捉えまして、この制度の趣旨の徹底といたします。

か、これが持っている意義についてしっかり説明を行うとともに、しっかり市町村でも取り入れやすい環境といいますか、そういうところを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

こういう制度というか、広めるということで、現場の保護者や子供たちの声というのは聞いていらっしゃいますでしょうか。

○藤岡市町村教育局長 すみません。直近のところについて、まだ把握ができていないのが現状でございます。少し前に把握した段階でのその状況で申し上げますと、非常に有効に活用させていただいていると、そしてまた、親子での時間が増えたであったり、そういうふうな肯定的な意見が多数を占めていたというふうに認識しております。

今現状どういうことなのかというのを、今後しっかりと把握をしながら、次にまたつなげてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○岩田智子委員 じゃあ、その点よろしくお願いいたします。しっかり周知をお願いします。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかに。

○溝口幸治委員 今のくまなびの日は、人吉は、結構何か、例えばお兄ちゃんの部活の試合とかで休んでついていくとかというのもオーケーだったり、最近相談があったのは、ワールドカップの第3戦は普通の日なんだけれども、この日学校で見せてくれないなら、くまなびの日でみんなで見ようとかか、大丈夫

かなとかという相談はありましたけれども、私は即答はしておりませんけれども、非常に柔軟な発想というか、子供なりにいろいろそういう知恵を働かせるのはいいことかなというふうに思います。あんまり制限なく、そういう子供たちの創意工夫が生かされればいいなど、今のやり取りを聞いて感じたところです。

すみません。明許繰越費が、何か例年に比べると結構多いかなという気がします。これは、昨今の中東情勢あるいは物価高と資材がなかなか入りにくいということも関連しているのではないかと思います、一つ一つはそれぞれに理由があるのかもしれませんが、大きく言うと、その工期工程の調整がとか資材がとかという書き方してありますけれども、相対的に教育委員会でこれを分析されて——まあ、この後に来るのは、例えば増額だとか、資材が——普通の家であっても、数か月前に取った見積りが1.5倍、いやいや、もう倍になりましたとかという話は、もう最近我々も枚挙にいとまがないぐらい情報としてありますので、そういうのもどういうふうにお考えになっているのかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。今後の展開も含めて。

○河野施設課長 施設課でございます。

恐らくその割合の中で施設課の工事のほうが多くなっているかと思いますので、施設のほうからまずお答えさせていただきたいというふうに思っております。

今委員の方がおっしゃったとおり、やっぱり資材の高騰であるとか、建設業者の人員の不足とかいう面で、そういった面で入札の不調、不落というものが生じているかというふうには思っております。

その中で、これは土木部とも連携した取組になるかと思うんですけれども、今やっているのが、その発注見通しの公表であったりと

か、発注時期、竣工時期の平準化でありますとか、余裕工期の設定等、そういった取組とこのを進めているところでございます。

我々としても、そういった直近の単価等に応じたところでの入札発注等に取り組んで、適切な工事設計の工期の確保であったりとか、そういったものにしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 自社の努力でできることはやっていただきたいと思いますけれども、この世界情勢の中での動きなので、その辺は柔軟に、現場としっかり調整をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○淵上陽一委員 3ページの学校安全・安心推進課で、今度、くまもとオンライン教育支援センターで、3Dのメタバースを活用して不登校の児童生徒に対して対応していくということであります。

これは、そもそも今どのくらいの子供さんたちが不登校でいらっしゃるのかというのが分かれば教えていただきたいのと、すみません、せっかくですから、少し詳しくこの事業の中身を教えていただければというふうに思います。

○高橋学校安全・安心推進課長 御質問いただき、ありがとうございます。学校安全・安心推進課でございます。

この事業、昨年度試行させていただいておりまして、6か月間やらせていただいております。

具体的な中身といたしましては、不登校のお子さん、たくさんいらっしゃるんですけれども、そのうち半数程度が家庭で過ごしてい

るというような現状がございます。

今まで不登校支援としてやってきましたのが、学校に來れている不登校のお子さん、別室登校ですとか、そういった方に対するスクールソーシャルワーカーですとかスクールカウンセラーの支援あるいは教育支援センターに出てくる子たちへの支援といったようなところはやられておられたんですけれども、家庭のお子さんというところの支援がなかなか届いてないところがございます。

不登校のうち、そういう御家庭にいらっしゃるお子さんというのは、特に心理的なコミュニケーション、ハードルが高かったりですとか、そういった特徴もございますので、メタバースの空間の中で、自分のアバターを使って、対面の形ではなくて、そういったアバターを通した形でコミュニケーションですとか、学習ソフトを使った学習ということを通して、少し生活習慣を整えたりですとか、学習の習慣を整えたりということができればということをおもっておりまして、事業化しております。

去年の実績でございますけれども、去年は、5市町に協力をお願いしまして、20名申請希望がありまして、実際にお使いになった方が14名、そのうち学校に戻った——まあ、波はありますけれども、お子さんが4名というところでございまして、今年度も継続をしたいというものでございます。

以上でございます。

○淵上陽一委員 本当に、やれることは何でもやろうということで対応していただいているということで、ありがたいなというふうに思っております。

私が言うまでもなく、やはり最初に気づいてやるのが一番大事だろうというふうに思っておりますので、その点しっかりですね、今、先生たちの負担軽減をやりながら、いかに子供たちと時間を接していくかということ

も頑張っていただいておりますので、ぜひ、そちらのほうももう一回しっかり子供たちに向き合っていただけるように、頑張ってくださいようよろしくお願いいたします。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○橋口海平委員 すみません。今のに関連して、要望がございます。

何でもするという点に関して、とても私も賛同しているところです。

これは、どんどんやっぱり広がってくるんじゃないかなと思っております。メタバースの中に入ってしまっ、出てこれなくなる子ももしかしたらいるんじゃないかという心配もしておりますので、ぜひ、保護者とかとアンケート等も取りながら、この事業というのはしっかりと活用していただければと思っておりますので、先ほど申したように、メタバース上だったり、インターネットの中から出てこれないようにならないようにも気をつけていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。要望です。

○西山宗孝委員長 はい。ありがとうございます。

ほかに。

○本田雄三委員 御説明ありがとうございます。

21ページの下の囲みの中で、令和7年度の成果という部分の1番ですけれども、多様な学習機会の設定とつながりの希薄化への対応ということで、これは様々な取組を展開していただいて、本当に感謝をしているところでございますけれども、受講者数等も着実に増加している流れの中で、もうちょっと詳しい分析といいますか、その希薄化という部分の内容を少しお聞かせをいただければと思います。

す。

○三浦社会教育課長 社会教育課でございます。

多様な学習機会の設定とつながりの希薄化というところでございますが、現在、家庭教育につきましては、3,400余りの講座数、それから13万8,000余りの受講者数ということで、年々増加してきております。

つながりの希薄化の状況ということですが、現在、例えば子供会であったりあるいはPTAというところの——これまでの状況と違ってきておりまして、加入者数というのが年々減少している傾向にございます。

希薄化というのは、そういったところから私たちも非常に危機感を持っておりまして、子供会、地域の関係団体の組織への加入者数が減ってくるということは、それだけ保護者同士、地域の人同士の関係性というのが低下してくるということが懸念されますので、そういったことでも、この保護者同士の交流というのが減ってくことで、家庭環境、家庭の教育の学びといったところがおろそかになりますか、学習する機会が減ってくるのではないかとということで、私たちもそこは危機感を持っております。

そこで、現在、着実に受講者数と講座数というのは増えてきております。親の学びトレーナーというのは県内に275名いまして、これらの方たちが中心となって、あるいはこれ以外の方も、学校の教員が単独で親の学び講座を開くというのも活発に行われていますので、こういった人たちが連携しまして、回数を今徐々に増やしてきておりますが、回数だけではなくて、その中身の質についても高めていかないといけないなということを考えております。

例えば、子供たちに、一方的にこうあるべきだ、こうしなければならないというようなことを押しつけるだけではなく、子供との接

し方についても、最近ではオンデマンド講座の7本の講座をつくっております、その中で、1つ今年度追加していますのが、子供との接し方といったところがございます。

で、単に親はこうあるべきだけではなくて、具体的に子供とどのように接したらいいかといったところも含めて、質の向上を図っていききたいと、希薄化が進む中で様々な取組を続けていきたいと考えております。

以上です。

○本田雄三委員 ありがとうございます。

今御説明いただきましたけれども、やはりPTAであるとか地域の子供会、希薄になっているというのは、我々も感じております。

そういう意味で、今、あらゆる場面を想定されて取り組まれるというふうなことでございましたけれども、やっぱりなるべく親と一緒に悩みを打ち明けられるような環境づくりというのが大事ではなかろうかなと思っております。

同じ学校に通う部分での悩みとか、そういうことも今は少しづらいというふうなことも我々も声としてお聞きしておりますので——我々が育ったときのようなPTAの環境であるとか子供会とはまた違うだろうと思います。多種多様化する状況の中で、御苦労かと思えますけれども、さらなる深掘りをまたしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○西山宗孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩田智子委員 3ページです。今回、教育委員会のほうで、国からの大きなお金があって、教育に関しては、本当に久しぶりにでかい予算があるかなと思っているんですけれども、4校の高校を先行事例として取り組む今

度の高等学校の教育改革に関して、ちょっと質問をさせていただきます。

今回、4校で使うものと、まだ基金としてこれからところでためていくという積立があるんですけれども、今年の何かやることは、この前一覧表にちょっと載っていたので見させていただいたんですけれども、その取組がこれから——これは何年間だったですかね。まず、ちょっとすいません、何年間。

○草原高校教育課長 高校教育課でございます。

この事業につきましては、3年間で確実に完了ということになっております。

○岩田智子委員 その3年間でこの4校が見本というか、そういうことになるわけですよね。で、その後、やっぱりほかのところに広げていくというような感じなのか、ちょっとその辺の具体的な教育委員会としての見通しを教えていただければと思っています。

○草原高校教育課長 高校教育課でございます。

今委員からございましたが、まずは、この基金というのは、今後——高校教育改革の先導校としてのパイロット的なケースでございます。この後、今年度中に本県の高校教育改革の実行計画というのを策定予定です。その中で、今回の先導校の取組等を反映させて、全ての県立高校のほうに波及させるということになります。

○岩田智子委員 この件に関して、文科省から鈴木先生とか来て、ありましたよね、あの会が。それに委員長も参加されましたけれども、私も参加させていただいて、現場の高校の先生たちといろいろな意見交換もさせていただきました。

その中で、すごくやっぱりこれからの教育

というのは、もっと柔軟にとか、例えばインクルーシブをもっと取り入れるとか、農業とか工業とかそういう専門学校とまた普通科をつなげるとか、いろんなすごい何か前向きな御意見がたくさん出ていていいなと思って、こんなふうな先生方が思っているような学校づくりになれば、子供たちも本当に来るんじゃないかなと、県立高校にです、行きたいと思うような子供たちが増えるんじゃないかなというふうに思った次第でした。

そういう現場の声をやっぱりしっかり聞いていただいて、この取組が——大きなお金が動きますけれども、この取組がやっぱり持続するような形で進めていかなくちやいけないと思っています。

で、熊高でするオンラインのものとかは、ずっとやっぱり続くんだろうと思いますが、ハード面だと、そこで何かこうきれいになって終わりというようにならないように、そのことがどういう結果をもたらすかというのを検証をしっかりして、持っていってほしいと思います。

今年、計画がしっかりできれば、それをまた見させていただいて、いろんな意見も聞いて、皆さんとも一緒に考えていきたいなと思っています。よろしくお願いします。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかに。

○溝口幸治委員 すみません。報告第22号の家庭教育支援の推進に関する施策の報告についてということで、13ページから一通り載っております、この条例の——いつもいろいろところで聞かれたときに、このメリットは何ですかと聞かれたときに、これは、各部署の施策を横串で刺して、家庭教育イコール社会教育だけでやるんじゃないくて、いろいろな課にまたがって、知事部局も含めやっているのを、横串を刺してやるためにこの条例が

できて、それが効果的に機能しているのが熊本県ですという話をよくさせていただきます。

非常に、そこに——この条例でいくと、20ページに、6部局20課、87施策に取り組んで、それを横串に刺してしっかりやっているというところ。その取りまとめが社会教育というふうに理解をしているところであり。つまり、社会教育課が、県全体の知事部局も含めて、しっかりと調整を果たしていくというところに大きな仕事があるんだろうというふうに思います。

昨日、特別委員会の中でちょっと質問をしたときに、熊本には、教育大綱ですね、くまもと新時代教育大綱でしたっけ、正式な名前はあれですけど。その中で、くまもと新時代教育大綱では、自らの可能性を拓き、未来を切り拓く 熊本の人づくりと、これが理念だということなんですね。

私、その質問をしながら、子ども未来課の課長が、こどもまんなか熊本とどういう関係なのかという話をしたときに、いやいや、一緒に進めていっています、連携してやっていますというイメージだったんですが、あのお話を子ども未来課の課長からされたときに、何かちょっとやっぱり違和感もあって、大きな大綱があって、それを実現するための個別の施策というか、そういうものが子ども未来課の施策じゃないかなと思うので——上とか下とか言うつもりはないんですけど、大きな示す人間像というか、未来像というか、熊本が目指す人づくり像があって、それを具体的に進めるときに、子ども未来課のこどもまんなかの理念があるんじゃないかなと思うんですけど、昨日の話では、何か一緒に進めていきますみたいな、両輪ですよみたいな話があったんですが、そうじゃなくて、やっぱりきちんと目指す人物像というか、熊本の人づくり像があって、その下、下ということか、そこを個別具体的にやるのがこどもま

なか熊本の施策、ほかの施策もそうですけれども、そういうふうに捉えたほうがいいんじゃないかなと私自身は思いました。

つまり何を言いたいかというと、今、コロナもあって、やっとコロナから明けて、しっかりこの条例に基づいて調整はされているんでしょうが、真の調整ができていますのかどうか。

もっと深掘りして、こういう大綱とかが、例えば、子未来に落とし込めているのか、こどもまんなか熊本の理念が逆に教育委員会に落とし込めているのかというのが、昨日、非常に疑問を感じたところであります。

これからやっぱりそこをしっかりと落とし込んでいかないと、つまり昨日の私の質問の趣旨は、地方創生で一番大事なものの一つに人づくりがありますよねと、これからの持続可能な熊本をつくっていくときに、人づくりが一番大事だと、その基本理念はこの教育の大綱ですよということをお話をしたんですが、いや、こどもまんなかも一緒に回していきますとかとなると、あれ、何かちょっと違うよねというのが私の違和感なんです、ぜひ、社会教育課には、私の問題意識も含めて、もうちょっと突っ込んだ調整をやっていたいて——これは家庭教育支援条例の話ですが、最終的にはやっぱり教育委員会が社会教育課以外の——昨日、教育政策課長も出席でしたけれども、教育委員会がやっぱりそこが出張って行って、横串をつないでいて、人づくりという観点をしっかり調整をしていく、そういう教育委員会であってほしいなというふうに思ったところでもあります。

まず、社会教育課の課長から、現在の調整のやり方ですね。もうちょっと深掘りするべきじゃないかと思っていますが、そのことについてのお答えと、昨日委員会に出席していらっしゃった永田課長もいらっしゃいますので、コメントをいただければ。

○三浦社会教育課長 社会教育課でございます。

溝口委員おっしゃいますように、社会教育課でやっています社会教育の位置づけというのは、人づくりそのもの、やっぱり、例えば、学校教育であるとか、社会が木の幹であれば、その根っこをつくるといったところが社会教育ではなかろうかということで、今取り組んでいるところです。

連携している取組ということですが、家庭教育支援条例が施行されてから、私たちの仕事というのが、非常に他部局に対して話をしやすくなったというのは間違いございません。

で、16施策、現在連携して取り組んでいるということですが、全体が今85施策ある中で16ということですので、まだまだこの連携の施策というのは増やしていったいいんじゃないかということで、これからもどんどん連携を進めていきたいと。

ただ、連携のやり方なんですけれども、例えば、先ほど、保護者に対して、学校ではなかなか伝わらない親の学びの講座ですとか、そういったところを乳幼児健診に落とし込んで、乳幼児健診の中でやっていくと、こうすれば多くの保護者に伝えることができますので、まず、真っ先に4月に入りましてから子ども未来課のほうに行きまして、その連携の仕方というのを今協議して、具体的に進めているところです。

ただ、両課が、ただ事業をやるだけで、その事業の連携上の話だけだと、非常に奥深く浸透していきませんので、その趣旨も含めて、今後はもっと話し合う機会を持ちまして、その成果であるとか、また、次年度の展開とかも含めて、各課ともより深い議論を進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○永田教育政策課長 教育政策課です。質問

ありがとうございます。

まず、教育大綱の位置づけなんですけれども、これは地教行法の法律に基づいて義務づけられた大綱になります。

策定的には知事が策定するということになっておりますので、木村知事が策定するという意味では、県の上位の大綱になるものでございます。

その中で、基本的な理念として、自らの可能性を拡げ、未来を切り拓く 熊本の人づくりというのを掲げられておりますので、究極の理念的な考え方では最上位に来るというふうな教育委員会の中での位置づけでございます。

子ども未来課のほうが進めておりますこともまんなかも、ある意味、政策的には各部各課が横断する非常に政策的な取組でありまして、そことの整合性というよりも、ともにやっぱり重複する事業が多々ありますので、ともに一緒になって進めていくということは、日頃からやっているところでございます。

大綱とか実施方針とか、計画の中で一番大事な基本的な理念というのは、揺らいではいけませんので、そこは教育大綱の理念ということ掲げて、それに対してどんなアプローチをしていくかというのが、施策の体系といいますか、取組の考え方であろうと思います。

ですので、あの後も、子ども未来課の課長さんともお話をし、もっとさらに共有をしながら、連携しながら取り組んでいく必要がありますよねという話をしましたので、これからもっと連携しながら、どういう目的でやるのかということは、この理念に沿った形になろうかと思っておりますので、しっかりと連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○溝口幸治委員 ありがとうございます。

整理していただいたようで、ちょっとすっ

きりしたところですけども、やっぱりその大綱理念があって、それを具体的に実践する政策としてこどもまんなか熊本とかがあるのかなと思うし、ほかの施策もあるのかなと思うんですね。例えば、幼児教育とか、義務教育とか、高校教育とかもそうで、実践的にやる施策がそこにあるんだというふうに思うんですね。

さっき本田先生が地域のコミュニティーのこともおっしゃいましたけれども、教育大綱があって、こどもまんなか熊本という発想があって、やっぱりそれをやっていくために地域のコミュニティーがしっかり連携をしてやっていく、それが地方創生につながって、やっぱり地域が持続可能になっていくという流れをしっかりと意識しながらやっていくことが大事だと思いますので、私も、昨日と今日のやり取りで自分自身でも大分整理ができましたので、引き続きしっかりと取り組んでいただきますようお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号及び第11号について、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、一括して採決したいと思います。

議案第1号外1件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外1件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が1件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○江上警務課長 第4号議案、熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御報告いたします。

説明資料、その他報告関係を御覧ください。

本件につきましては、総務常任委員会の付託議案として御審議いただいておりますが、その中の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、県警察に関することであることから、御報告いたします。

今回の改正は、国の特殊勤務手当である災害応急作業等手当が改正されたことを踏まえ、当該手当に相当する警察職員の災害警備等作業について、国に準じて見直しを行うものです。

施行日につきましては、公布の日となっておりますが、適用は、本年4月1日としています。

以上、御報告いたします。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 ありませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了しま

す。

次に、その他に入りますが、委員から何かありませんか。

○岩田智子委員 高校教育課にちょっとお尋ねなんですけれども、今年度から、子供たち、タブレットを自分で買わなきゃいけなくなっていますよね。やっぱりなかなか厳しいところは貸与というような形で対応されていると聞いていますが、現場の声をこの前聞いたら、何か貸与が多くて足りなくなっているというようなこともちょっと聞いたんですけれども、その辺の把握はされていますでしょうか。

○永田教育政策課長 1人1台端末の導入については、教育政策課のほうで担当しておりますので、お答えいたします。

今年度の新入生から、保護者等が端末を購入されるということに対して、本県のほうでは補助を出すという形を取っております。

今のところ、学期が始まりまして、順調にいっているというふうなところで私どもは把握しております。

もし個別に何か具体的な話がございましたら、言っていただくと、御相談というか、対応をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○西山宗孝委員長 よろしいですか。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

では、これをもちまして第3回教育警察常
任委員会を閉会いたします。

午前11時0分開会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長